

[事案 30-225] 新契約無効請求

・令和元年 6 月 27 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の不告知教唆を理由に、告知義務違反により解除された契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

消化管の疾病により入院したので、平成 29 年 9 月に契約した終身保険の医療特約にもとづき入院給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除されたが、告知の際、募集人に持病とその治療状況（通院と投薬）を伝え、告知書への記入の仕方を質問したところ、募集人から「いいえ」でよいと言われたので、「いいえ」に丸印を付けている。募集人の行為は不告知教唆に当たるので、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

申立人は、通院し、投薬治療を受けていることを告知していないので告知義務違反に該当する一方、募集人は不告知教唆に該当する行為は行っていないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の受診状況、告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の不告知教唆は認められないが、告知手続きの際に募集人が申立人の質問に適切に対応できていたかについては疑問が残るため、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。